みなさんが安心して出産・子育てできるよう応援します

出産・子育て相談
【妊婦等包括相談支援事業】

＊妊娠が分かったら医療機関を受診し、
妊娠判定を受けましょう。

① 妊娠届・母子手帳の交付
（助産師・保健師との面談）

１回目の給付金手続き同時にできます

※ 健康づくり推進課の窓口へ妊娠届出をし、
母子健康手帳の交付を受けます。

＊母子健康手帳交付時に助産師・保健師の面談があります。

これから始まる妊娠期の過ごし方や、子育てに関する制度・情報を一緒に確認します。

② 妊婦支援レター
（妊娠8か月頃）

２回目の給付金手続きご案内

※ 妊娠中や産後の情報を紹介する手紙をお届けします。出産準備の参考にしてください。合わせて、妊婦のための支援給付金の手続きもご案内します。

＊出産・子育てに向けて、助産師・保健師がご相談に応じます。

③ 出生届出書の提出
（市民課、各支所）

出生後１４日以内に届出が必要です。

※ 出生届と合わせて、お誕生おめでとうセットのお渡し、予防接種の説明、児童手当、すくすくチャイルド等の手続きがありますので、期限内に手続きしましょう。

※ 妊娠届出にお渡ししたピンク袋内にご案内があります。

④ 新生児・乳児全戸訪問
（赤ちゃん訪問）

胎児の数の届出書をご記入ください。

＊助産師・保健師がご家庭を訪問します。

赤ちゃんの成長の様子や、お母さんの産後の体調等を一緒に確認します。

経済的支援
【妊婦のための支援給付事業】

医師の妊娠判定を受けたら
（医療機関で胎児の心拍の確認）

❶ 妊婦のための支援給付金
妊婦給付認定の申請

❷ 妊婦のための支援給付金
（妊婦1人につき５万円）
【1 回目の給付金】

妊婦健康診査受診の際の交通費や、出産準備にかかる費用としてご利用ください。

出産予定日の8週間前になったら
（めやす妊娠9ヶ月以降）

❸ 妊婦のための支援給付金
胎児（こども）の人数の届出

あたなの出産予定日８週間前は

年　　月　　日

産後の届出になっても構いません。赤ちゃん訪問のときに、届出用紙を持って行き、持ち帰ります。
ただし、出産予定日から２年を経過すると、時効により給付を受けることができなくなります。

※ 流産・死産された方も届出することができます。その際に、健康づくり推進課（℡ 0869-24-8061）までご連絡ください。

❹ 妊婦のための支援給付金
（胎児1人につき５万円）
【2 回目の給付金】

育児用品や子育て支援サービスにかかる費用としてご利用ください。

引き続き、子育てに関するご相談をお受けします